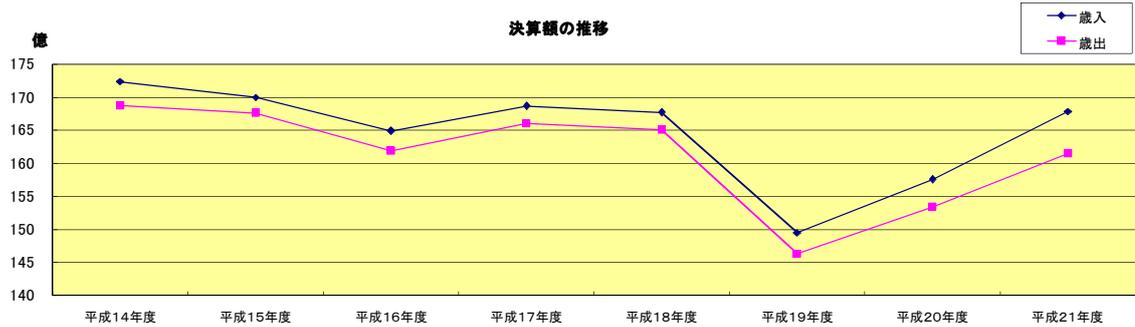


## ■平成21年度歳入歳出決算額(普通会計)について

普通会計とは：各地方公共団体ごとに会計の範囲が異なっているため、財政比較するために、地方財政会計上統一的に用いられる会計で、西都市ではおおむね一般会計と市営住宅特別会計を加えた内容となっています。

### 決算額の推移

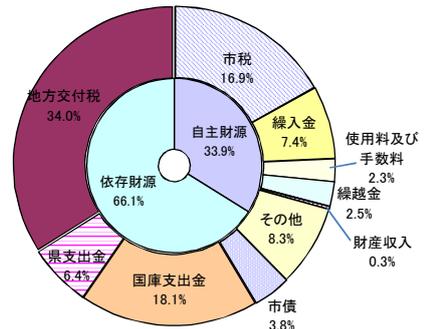
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入決算額	172億3,680万円	169億9,990万円	164億8,865万円	168億6,863万円	167億7,085万円	149億4,658万円	157億5,620万円	167億8,651万円
歳出決算額	168億7,616万円	167億6,083万円	161億8,589万円	165億9,937万円	165億221万円	146億2,547万円	153億3,772万円	161億4,969万円



### 歳入の構成

	平成21年度決算額	構成比	前年度比	平成20年度決算額
市税	28億3,438万円	16.9%	△ 5.2%	29億9,034万円
地方交付税	57億267万円	34.0%	2.8%	55億4,728万円
使用料及び手数料	3億8,991万円	2.3%	△ 6.9%	4億1,862万円
国庫支出金	30億4,586万円	18.1%	30.6%	23億3,304万円
県支出金	10億8,152万円	6.4%	△ 0.7%	10億8,879万円
財産収入	4,652万円	0.3%	6.9%	4,352万円
繰入金	12億4,883万円	7.4%	3.2%	12億1,052万円
繰越金	4億1,848万円	2.5%	30.3%	3億2,111万円
市債	6億3,990万円	3.8%	19.2%	5億3,664万円
その他	13億7,844万円	8.3%	8.9%	12億6,634万円
計	167億8,651万円	100.0%	6.5%	157億5,620万円

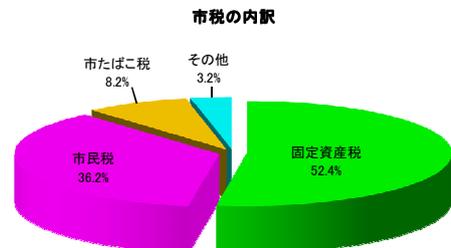
### 歳入の構成比



決算額の構成割合は、地方交付税が最も多く、次いで国庫支出金、市税、繰入金、県支出金の順になっています。また、前年度と比較すると地方交付税、国庫支出金、市債等が増加し、市税、使用料及び手数料等が減少しているのが特徴です。

### 市税の内訳

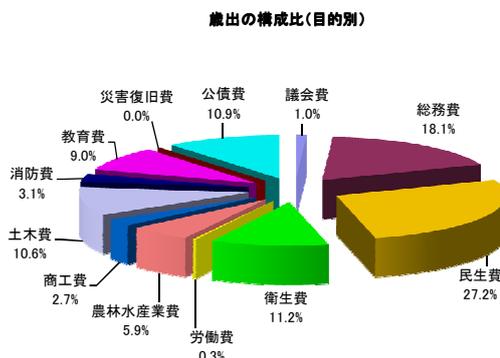
	平成21年度決算額	構成比	前年度比	平成20年度決算額
固定資産税	14億8,481万円	52.4%	△ 7.1%	15億9,793万円
市民税	10億2,743万円	36.2%	△ 3.2%	10億6,172万円
市たばこ税	2億3,101万円	8.2%	△ 3.9%	2億4,032万円
その他	9,113万円	3.2%	0.8%	9,037万円
計	28億3,438万円	100.0%	△ 5.2%	29億9,034万円



市税の構成割合は、固定資産税が最も高く、次いで市民税、市たばこ税の順になっています。

### 歳出の構成比(目的別)

	平成21年度決算額	構成比	前年度比	平成20年度決算額
議会費	1億6,689万円	1.0%	△ 2.4%	1億7,104万円
総務費	29億1,540万円	18.1%	19.2%	24億4,563万円
民生費	43億9,887万円	27.2%	5.3%	41億7,549万円
衛生費	18億949万円	11.2%	1.2%	17億8,829万円
労働費	5,445万円	0.3%	101.5%	2,702万円
農林水産業費	9億4,508万円	5.9%	0.6%	9億3,958万円
商工費	4億3,197万円	2.7%	74.4%	2億4,763万円
土木費	17億889万円	10.6%	2.4%	16億6,884万円
消防費	4億9,889万円	3.1%	△ 7.8%	5億4,085万円
教育費	14億5,458万円	9.0%	3.6%	14億457万円
災害復旧費	279万円	0.0%	△ 98.1%	1億4,723万円
公債費	17億6,239万円	10.9%	△ 1.1%	17億8,155万円
計	161億4,969万円	100.0%	5.3%	153億3,772万円

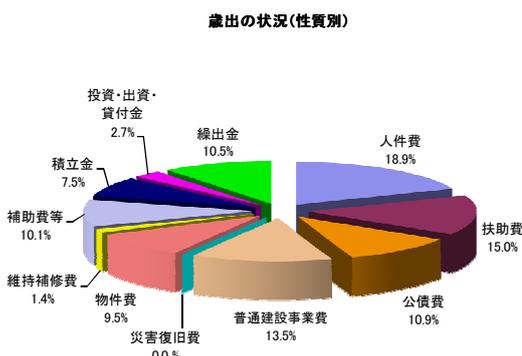


目的別では、民生費が最も高く、次いで総務費、衛生費、公債費、土木費の順となっています。

前年度との比較でみると、緊急雇用創出事業の導入等による労働費、次いで、金融対策事業、商工業振興対策事業等による商工費の増加率が大きくなりました。逆に、減少率では、大きな災害がなかったことによる災害復旧費があげられます。

### 歳出の構成比(性質別)

	平成21年度決算額	構成比	前年度比	平成20年度決算額
義務的経費	72億3,515万円	44.8%	0.7%	71億8,249万円
人件費	30億5,118万円	18.9%	△ 3.4%	31億5,944万円
扶助費	24億2,158万円	15.0%	8.0%	22億4,150万円
公債費	17億6,239万円	10.9%	△ 1.1%	17億8,155万円
投資的経費	21億7,361万円	13.5%	0.4%	21億6,571万円
普通建設事業費	21億7,082万円	13.5%	7.5%	20億1,848万円
災害復旧費	279万円	0.0%	△ 98.1%	1億4,723万円
その他の諸費	67億4,093万円	41.7%	12.5%	59億8,952万円
物件費	15億3,720万円	9.5%	1.7%	15億1,128万円
維持補修費	2億3,044万円	1.4%	11.7%	2億634万円
補助費等	16億2,478万円	10.1%	48.3%	10億9,531万円
積立金	12億1,610万円	7.5%	4.4%	11億6,528万円
投資・出資・貸付金	4億3,671万円	2.7%	47.6%	2億9,594万円
繰出金	16億9,570万円	10.5%	△ 1.1%	17億1,537万円
計	161億4,969万円	100.0%	5.3%	153億3,772万円



性質別分類には、「義務的経費」として、人件費・扶助費・公債費、「投資的経費」として、普通建設事業費・災害復旧費、これ以外の「その他の諸費」があります。「義務的経費」は、職員数の減等による人件費、借入金の抑制等による公債費がそれぞれ減となりましたが、扶助費が生活保護費や障害者自立支援費などの増により8.0ポイント増加したため、全体で0.7ポイントの増となりました。

「投資的経費」は、災害復旧事業費が大幅な減となったものの、国の経済対策交付金事業等による普通建設事業費が7.5ポイントの増により、全体で0.4ポイントの増加となりました。

「その他の諸費」は、定額給付金給付事業による補助費等の増により、全体で12.5ポイントの増となりました。

## 各指数及び収支状況

(単位:千円, %)

	平成21年度	平成20年度	前年度比
財政力指数	0.365	0.367	△ 0.002
標準財政規模	8,625,575	8,464,148	1.9%
基準財政収入額	2,670,096	2,762,962	△3.4%
基準財政需要額	7,439,547	7,420,625	0.3%
経常一般財源収入額	8,248,979	8,315,528	△0.8%
実質収支比率	4.2	3.6	0.6
経常一般財源比率	95.6	98.2	△ 2.6
経常収支比率	91.7	94.8	△ 3.1
公債費比率	11.4	12.6	△ 1.2
実質公債費比率	14.9	16.9	△ 2.0
起債制限比率	9.7	11.3	△ 1.6

### ■財政力指数

地方公共団体の財政力(体力)を判断する指数で、地方交付税法の規定により算定された基準財政需要額で基準財政収入額を除いて得た数値の過去3年間の平均をいい、一般的に「1」に近いほど、さらに「1」を超えるほど財政力が強いとされており、平成21年度は0.365で前年度を0.002ポイント下回っています。

「1」を超える地方公共団体は普通交付税の不交付団体となります。

基準財政需要額……地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、また施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。

基準財政収入額……各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法によって算定した額です。

### ■経常一般財源比率

経常一般財源の標準財政規模に対する割合で、一般的に「100」を超える割合が高いほど経常一般財源に余裕があり歳入構造に弾力があるとされており、平成21年度は、95.6%で前年度を2.6ポイント下回っています。

標準財政規模……地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常一般財源の規模を示すものです。

### ■経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標で、歳出の経常的経費に割り当てられた一般財源等が歳入の経常一般財源等に占める割合で、70～80%が標準的とされ、比率が低いほど財政構造に弾力性があるとされています。平成21年度は、91.7%で前年度と比較すると3.1ポイント下回っています。

### ■公債費比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、一般財源のうち、公債費に割り当てられた額の、標準財政規模に対する割合です。

平成21年度は、11.4%となり、前年度を1.2ポイント下回っています。財政運営上10%を超えないことが望ましいとされています。

### ■実質公債費比率

平成18年4月に地方債制度が許可制から協議制に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すものです。従来の起債制限比率に反映されていなかった下水道、農業集落排水事業などの公営企業の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債類似経費を算入しています。18%以上で地方債発行に国の許可が必要となり、25%以上になると一般事業等の起債が制限されます。平成21年度は14.9%で前年度を2.0ポイント下回りました。

### ■起債制限比率

地方債(市債)の発行を制限するための指標で、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断するもので、20%を超えると一部の市債発行について制限されます。

平成21年度は、9.7%で前年度を1.6ポイント下回りました。